

○ ICカード登録

新規登録、建設業許可番号等変更、認証局変更、経常JV登録の際には以下の手続きを行う。※入札参加資格があることが前提

1 機器・環境の準備（PC、ネット環境、ICカード及びリーダー等）

2 ICカード登録の届出

次の書類を県監理課へ郵送、持参又は電子申請で提出

★「第1号様式 電子入札用電子証明書（ICカード）届出書」

★「ICカード表裏のコピー」又は「認証局発行の発行通知書のコピー」

★（郵送の場合）「返信用封筒」※切手を貼付、送り先に自社の住所を記載したもの

※様式は県HP＞社会基盤＞公共事業＞技術管理・検査＞CALS/EC＞電子入札用電子証明書（ICカード）届出受付に

3 利用者登録番号の発行

次の書類を県監理課から返信用封筒又は電子メールで届く。（大切に保管）

「第3号様式 電子入札システムにおける利用者登録番号について（通知）」

4 電子入札システムへの利用者登録

電子入札システムにログインし利用者登録番号と商号を入力し利用者登録を行う。
新カードでログインできれば完了！！

登録、更新、変更
のどの作業を行う
のか？
どこまで済んでいるのか？

前カードの有効期限が過ぎ、
利用者登録番号を紛失した
場合は登録の届出となる。

● ICカード更新

ICカード更新は必ず前カードの有効期限内に行うこと。

前カードの有効期限が過ぎ、利用者登録番号を紛失した場合は登録の届出を行う。

前カードの有効期限が過ぎ、利用者登録番号を持っている場合は更新の届出を行う。

更新登録、住所変更、商号名称変更、代表者変更の際には以下の手続きを行う。

1 建設業法上の変更届（詳細は県監理課建設業許可係へ）

2 新しいICカードの準備（前カードの失効はしない）

3 ICカード更新の届出

次の書類を県監理課へ郵送、持参又は電子申請で提出

★「第2号様式 電子入札用電子証明書（ICカード）変更等届出書」

★「ICカード表裏のコピー」又は「認証局発行の発行通知書のコピー」

※様式は県HP＞社会基盤＞公共事業＞技術管理・検査＞CALS/EC＞電子入札用電子証明書（ICカード）届出受付について

4 更新届出内容確認を県監理課で行う。結果回答はメールか電話、持参の場合はその場で行う。

5 電子入札システムへのICカード更新作業

電子入札システムに旧カードでログインし利用者登録画面からICカード更新作業を行う。

または新カードの利用者登録作業を行う。

新カードでログインできれば完了！！

前カードの有効期限が過ぎ、利
用者登録番号を持っている場合
は更新の届出となる。

◎ ICカード内容変更

代表窓口情報、ICカード利用部署情報を変更の際は届出不要。電子入札システムにログインし利用者登録メニューの変更ボタンより変更作業する。

【郵送先】〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県土木部監理課 入札・指導係 宛

【電子申請アドレス】

・ICカード登録（1号様式）：<https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/surveys/7875871735956393655>

・ICカード更新（2号様式）：<https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/surveys/1493921985823264022>

問合せ先
監理課入札・指導係
TEL 099-286-3508